

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月20日

岬町教育委員会
教育長 古橋重和

岬町教育委員会規則第1号

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任規則(昭和30年教委規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「1件5万円」を「1件700万円」に改め、同項第12号中「教育委員会規則」の次に「その他教育委員会の定める規定」を加え、同項第13号中「の意見聴取について回答すること。」を「について町長に意見を申し出ること。」に改め、同項15号を次のように改める。

(15) 附属機関の委員その他教育委員会の指定する委員の委嘱若しくは任命又は解職すること。

第2条第16号中「表彰」の前に「教育委員会が行う」を加え、同項第17号中「争訟」の次に「、不服申し立て、請願及び陳情等」を加え、同項第18号を次のように改める。

(18) 教科用図書の採択に関すること。

第2条第21号中「その他」の次に「教育」を加える。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。